

## 岐阜協立大学における公的研究費の不正防止計画

岐阜協立大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日、令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）を踏まえ、公的研究費の適正な運営・管理を行うため以下の通り不正防止計画を策定する。

### I. 機関内の責任体系の明確化

項目	不正を発生させると思われる要因	不正防止の取り組み
運営・管理体制の明確化	研究費の運営・管理に関する責任と権限が明確でない。	最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（大学事務局長）、コンプライアンス推進責任者（学部長）を置き、その役割責任の所在、責任の範囲及び権限を明確にする。またインターネット等を通じて責任体系を学内外に公表する。

### II. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

項目	不正を発生させると思われる要因	不正防止の取り組み
ルールの明確化	公的研究費の使用ルールや本学の使用ルールについて、手続きも含め正しい理解が十分でない。	研究費の使用ルールや、諸手続き、関連規程等について、説明会を実施するとともに、研究者及び関連部署の事務職員等へ文書を配付することにより、周知を図る。また、毎年見直しを行う。
関係者の意識の向上	公的研究費は国民の税金を原資とするという意識が希薄である。 不正行為があった場合、本学全体の責任が問われることや本学に大きな影響を及ぼすこと等、公的資金を使用するという責任の重さが研究者、事務職員等に浸透していない。	公的研究費の運営・管理に関わる研究者、関連部署の事務職員等に、公的研究費を使用する責任の重大さとコンプライアンス（法令遵守）を自覚させるとともに、関係ルールを遵守する旨の「確認書(誓約書)」の提出を求めることで、意識の向上を図る。 不正を起こさせない組織風土を形成するため、実施計画に基づき、全ての構成員に対して定期的に啓発活動を実施する。

### III. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の制定・実施

項目	不正を発生させると思われる要因	不正防止の取り組み
不正防止計画の実施及び見直し	不正を発生させる要因に関して具体的な事例の把握が十分でない。	各責任者及び不正防止計画推進部署（図書館事務室）は、内部監査部門等と連携し、不正を発生させる要因の把握とその検証及び実効性のある対策を継続して進めるとともに、配分機関等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、不断の見直しを行う。 また、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。

#### IV. 研究費の適正な運営・管理活動

項目	不正を発生させると思われる要因	不正防止の取り組み
適正な研究費の執行管理 (全般)	計画に沿った研究費執行ができていない。	コンプライアンス推進責任者(学部長)は、研究者の研究費執行状況を確認し、実態に合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の執行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。 研究費を管理する事務局(図書館事務室)は、研究者からの研究費の執行についての相談窓口となり、適正な執行の支援をする。また、常時その執行状況を把握し、研究者にフィードバックする。
出張旅費について	出張の事実確認のための必要な情報に不足がある。	研究者は、出張計画を事前に申請のうえ、用務先・用務内容等を明確にした出張報告をする。また、出張に関わる補助資料として、報告書記載内容を証明できるものを提出させる。
物品購入・納品について	物品購入ルールについて認識が不足している。	事務局が発注段階で財源を特定し、規程に沿って物品購入をする。研究者による立替購入については、条件を限定しこれを認めるが、全件について事務局での納品確認を行う。
謝金に関する管理	研究補助者(アルバイト等)の勤務実績が適切に管理されていない。	研究者が依頼した業務については、具体的な事項や事実確認ができる内容記載の書類等の提出を求める。研究補助者(アルバイト等)は、原則出勤時に担当事務局に立ち寄せ、勤怠管理を事務局が行う。

#### V. 情報の発信・共有化の推進

項目	不正を発生させると思われる要因	不正防止の取り組み
ホームページ等による公表	不正を発見した者が、通報窓口を知らないことから、伝達が遅くなる。対処の遅れにより事態が大きくなる。	公的研究費の不正防止に係る関連規程等に加え、本学における公的研究費等の獲得状況や学内外からの相談・通報窓口や利用方法等について、ホームページ等により学内外に公表し、周知を図る。

#### VI. モニタリングの在り方

項目	不正を発生させると思われる要因	不正防止の取り組み
公的研究費の内部監査の実施	定期的な監査だけでは監査体制の整備が不備であり、不正防止や抑止機能が十分でない。	定期的な監査を実施し、監査結果は最高管理責任者(学長)に報告される。問題点等を確認した場合は、最高管理責任者(学長)に対して必要な措置を講じるよう求める。また、定期的な監査の他リスクアプローチの観点から研究現場での抽出調査も実施する。

この不正防止計画は、引き続き不正発生の要因の把握と分析を進め、必要に応じ見直しを行なうものとする。